

# 人権センターまつり開催

人権問題に対する理解と人権意識の高揚を図ることを目的に、10月2日(土)、「人権センターまつり」を開催します。入場は無料です。ご近所お誘いの上、お越しください。

【作品・ポスター展示】  
時間 午前10時～午後4時  
会場 中野市人権センター  
内容 当館の地域交流事業の教室作品、集会所利用者趣味の会の皆さんの作品および人権ポスターを展示します。

【チャリティバザー】  
時間 午前10時～午後2時  
会場 中野市人権センター  
内容 日用品雑貨や農産物などのバザーやベトナム支援の竹トンボ玩具の販売を行います。ほかに赤飯・山菜おこわの販売や無料きのこ汁の提供もあります。  
【記念講演】  
時間 午後1時30分～3時  
会場 中央公民館 講堂  
演題 みんな違う顔、でも同じハート



▲笑福亭松枝さん

出演 笑福亭松枝さん  
笑福亭松枝さん：昭和25年(1950年)大阪府貝塚市生まれ。69年高校卒業後、故郷6代目笑福亭松鶴に入門。1日8席独演会、36席リクエント独演会、1日10席マラソン独演会ほか、社会問題をテーマにした新作落語出前公演会などをご活躍されています。  
当日は、「アノ人は普通じゃない。自分達と違う。確かに違う顔。でも心の痛みは同じ。他人事と思っていないと、自分も知らず知らず人を傷つけているかも」などについて、落語を通して、自らの体験を交えてお話ししていただきます。

## 人権擁護に関する講演会開催

部落差別のひとつである差別戒(法)名について、専門の講師を招いて学習します。

期日 9月30日(木)  
時間 午後3時  
会場 豊田文化センター ホール  
演題 差別戒(法)名が問うもの  
講師 郷土史家、長野県差別戒(法)名調査委員会委員 小林大二さん  
主催 「差別戒(法)名墓碑移転にともなう人間の尊さを求め実現する会」

問い合わせ先  
市役所人権政策課啓発推進係  
☎(22)2111(内線246)

## 合唱のための発声講習会

市内の音楽愛好家の方や一般の方を対象に、発声講習会を開催します。本年度も、講師に佐原先生をお迎えして、発声の基礎から実践まで、やさしく、わかりやすく指導をしていただきます。

合唱に興味があり、これから始めてみようと考えている方も大いに歓迎です。  
大勢の皆さんのご参加をお待ちしています。

期日 10月3日(日)  
時間 午後1時30分～4時30分

お問い合わせ・申し込み先  
市役所文化スポーツ振興課文化振興係  
☎(22)2111(内線394)



▼▲昨年の発声講習会



新しい保険証を9月下旬に郵便でお送りします。  
新しい保険証は、10月1日から使用できます。色は一般用が藤色、退職者用は黄色に変わります。

保険証は、保険に加入していることを証明する大切なものですので、大切に保管してください。また、医療機関を受診するときは、必ず持参してください。70歳以上75歳未満の方は、保険証と高齢受給者証(緑色)をあわせて医療機関へ持参してください。

医療機関の窓口負担割合は3割です。義務教育就学前は2割、70歳以上で所得が現役並み所得以外の方は1割になります。また、75歳以上の方と、65歳以上で一定の障害の認定を受けた方には7月末に「後期高齢者医療保険証」(桃色)を郵送してあります。

なお、古い保険証は、10月1日以降にご自宅で破棄してください。今回、保険証裏面に「臓器提供に関する意思表示欄」を表示することになりました。これは、臓器の移植に関する法律などの改正によ

## 国民健康保険証の有効期限は9月30日です

り、移植医療に関する啓発や知識の普及を進めるためのもので、この意思表示欄への記入は任意で、義務付けではありません。

問い合わせ先  
市役所福祉課国保医療係  
☎(22)2111(内線296)  
豊田支所地域振興課市民生活係  
☎(38)3111(内線131)

## 10月1日に国勢調査を実施!



- 国勢調査は、日本に住んでいるすべての人が対象となります。
- 9月下旬に、総務大臣から任命された国勢調査員が皆さんのお宅へ、調査票の配布に伺います。
- 10月1日現在の皆さんの状況を調査票に記入していただきます。
- 記入していただく項目は、氏名、男女の別、世帯主との続柄、出生の年月、従業地または通学地、就業状態、住居の種類など20項目です。
- 国勢調査の結果は、少子高齢化社会への取り組みや皆さんのまちづくりに生かされます。
- 国勢調査員をはじめとする調査関係者には、守秘義務があり、調査内容の秘密は保護されます。

平成22年10月1日(金) 問い合わせ先  
市役所政策情報課統計交流係 ☎(22)2111(内線217)

### 【届いた保険証の確認】

記載内容を確認していただき、次の項目に該当する方は、必ず、市役所市民課または支所地域振興課へ届け出してください。

| こんなとき                        | 届け出(代理可)   | 必要なもの   |
|------------------------------|--|---|
| 勤務先の健康保険証を持っているのに保険証が送られてきた。 | 国民健康保険を離脱する届け出がされておらず、国民健康保険にも加入していることになるため、届け出が必要になります。 | ・勤務先の保険証<br>・国民健康保険証<br>・印鑑                     |
| 会社などを退職しているのに保険証が送られてこない。    | 国民健康保険への加入の手続きがされていない場合は、保険証が送られませんので、届け出が必要になります。       | ・勤められていた会社からの健康保険離脱証明書など<br>・印鑑<br>・身分証明書など(※1) |

※1)60歳以上65歳以下の方で退職などされ、年金証書をお持ちの方は年金証書が必要です。

### 【国民健康保険税の納入について】

保険税は1世帯ごと「世帯主」が納税義務者となり課税されます。保険税を滞納している世帯には、保険証は送付せずに、市役所に来庁いただき、納税相談の上、交付する場合があります。保険税納入通知書に記載されている納期限までに納入をお願いします。口座振替の方は、口座残高の確認をお願いします。